

令和5年度第6回指定管理者審査委員会 議事録（要旨）

日 時 令和5年12月19日（火） 午後2時～午後4時45分
 場 所 本庁舎4階 第1会議室、日進市立米野木台西保育園
 出席委員 亀倉正彦、村上康司、平家勉、上田信子、黒田雅也（敬称略）
 欠席委員 なし
 事務局 小出誠二（同部次長兼企画政策課長）、白木誠（同課課長補佐）、山浦勝義（同課企画経営係長）、水谷大介（同課企画経営主査）
 説明の為に出席した者 棚瀬浩三（こども未来部長）、小濱光育（こども課長）、新井麻佐代（同課指導保育士）、安彦直美（同課課長補佐）、久保幸治（同課指導係長）
 傍聴の可否 不可（日進市情報公開条例第7条第5号に該当する事項を審議するため。）
 議 題 （1）再選定施設の概要説明（現地見学）
 （2）再選定施設の第三者評価
 （3）指定管理者の選定に関する書類及び審査について

発 言 者	内 容
事務局	1 開会（午後1時55分）
	2 挨拶 （委員長による挨拶）
	3 議題 （1）再選定施設の概要説明（現地見学）について
こども課	日進市立米野木台西保育園の概要説明 （対象施設の現地見学）
	再開（午後3時20分）
	4 議題 （2）再選定施設の第三者評価
こども課	年次事業評価書について説明
委員長	質疑、意見を求める。
委員	令和4年度の評価が低くなった部分を改めて説明してほしい。
こども課	保育指針への抵触が一部で見られたことからこのような評価としたもので、詳細については県の関係機関、本市の顧問弁護士に確認し、県の指導、重大性、園児や保護者のご意向などを総合的に判断し非公表としている。
委員	保育指針に抵触した案件は令和4年度だけか。
こども課	そのとおり。園は改善計画を実行中で、令和5年度の半期は適切だと評価した。
委員	令和4年度の職員離職は、法令等遵守の問題に起因したものか。
こども課	結婚や介護、コロナ禍での意思疎通の減少による多忙化など、複合的な要因で離職したものと認識している。今は新体制の下、緊張感を持って保育サービスが提供されている。市からは引き続き、保育体制の充実と連携強化を求めている。
委員	課外保育の充実が保育士の労働環境悪化や離職原因に繋がるなら、特徴が弱みに変わる。労働環境や労働条件と離職数増加との関連について、市の認識はどうか。

発 言 者	内 容
こども課	行事の充実が保育士の業務増に繋がる可能性は否めないが、やはりコロナ禍で研修機会が減り、意思疎通が不足する中、コロナ対策業務が加わるなど、保育士への負担が増加し、前向きに業務していく雰囲気が減っていったのかもしれない。
委 員	保育理念は社会福祉法人の定めたものか。
こども課	そのとおり。
委 員 長	評価を修正すべきとの意見は無かったため、第三者評価は資料のとおりとしてよろしいか。
委 員	(異議なし)
委 員 長	ご異議が無いため、提出された評価を第三者評価とする。 引き続き資料説明をお願いしたい。
	4 議題 (3) 指定管理者の選定に関する書類及び審査について
こども課	選定要領、業務仕様書、審査要領について説明
委 員 長	基本的な前提だが、今回は指定管理で次回は民営化の方向で検討が進んでいくといった解釈で良いか。
こども課	3期目となる次の3年間の指定管理期間の運営状況をしっかり評価し、見極めてから民営化を進めていきたいと考えている。そのため期間を3年間とした。
委 員 長	質疑、意見を求める。
委 員	指定管理期間は理解した。民営化時の事業者はどう選ぶのか。
こども課	日進市保育施設の運営・整備に関する計画に記載しているとおり、計画では日東保育園の運営で民営化していく予定である。指定管理期間の3年間で、現指定管理者が民営化後も適切に運営できるのか、3期13年間の第三者評価や保護者からの評価、ご意向を踏まえながら検証、判断していく。
委 員	民営化後は園の指導や監査、評価はどうなるのか。
こども課	他と同様、県や市が指導、監査に関わっていく。
委 員	市から払っている指定管理料は民営化後どうなるか。
事 務 局	民営化後は、民設・民営の保育園への委託費を市から支払うことになる。
こども課	保育園の民営化は市としては初事例だが、利用者負担が急激に上昇することの無いよう事業者と相談していく。
委 員	前回の指定管理者選定の際の応募状況はどうだったか。民営化の流れはあるものの、今回の指定管理者を非公募で決定することに問題は無いか。
こども課	前回は公募で現指定管理者だけの応募だった。現事業者が引き続き運営し、その間の運営状況を検証する必要があると判断し、指定管理者制度に関する基本方針に基づき、指定管理期間を3年とした。
事 務 局	現指定管理者は利用者の評価が高く、その点も考慮し、日進市保育施設の運営・整備に関する計画に、この園の民営化が盛り込まれた。市では新規に指定管理を導入する際は指定管理期間を3年に設定し、その間の運営状況を検証・判断するものとしている。今回はその規定に準拠し、指定管理期間を3年とした。

発 言 者	内 容
こども課	民営化時の事業者選定は、利用者の評価や希望が大前提となる。現在、改善計画に基づき保育が行われており、現指定管理者が引き続き3年間担い、その間の運営状況を検証し、その後の民営化事業者について判断すべきと考えている。
委 員	現指定管理者が肯定的に評価されていることは、尊重されるべき意向だと思う。民営化後は同じ事業者が引き継いでいくという流れに正当性が担保されているか少し引っかかる。公募した後に民営化する方が説明できる。
委 員	保育指針に抵触し、非公募では説明が難しいが、非公募でも審査はあるのか。
委 員	非公募と公募で審査項目の違いはあるのか。
こども課	公募も非公募も変わらず、同じ審査項目で審査を行う。
委 員	民営化後を視野に入れた指定管理者の選定だが、手続き的には同一化できない。
委 員	民営化の方向がある今回と前は募集条件が少々異なる。仮に公募した場合、その応募状況も変わる可能性はある。
委 員	開かれた状況で手続きした方が良いと思う。
委 員	全国の事例はどのようなか。
事務局	現利用者は運営者が変わることを望まない傾向がある。他市町でも民営化後の運営事業者が担保された上で民間移行されている。民営化後の事業者を明示しないと利用者の不安が高くなる。現利用者の立場から考えれば、民営化後も同じ事業者が引き続き運営する方が円滑に移行できると認識している。
委 員	幼稚園は私立が多く、日進市の保育園は公立公営が多数という状況なので、保育園の民営化、民間移行に違和感を持つが、馴染みが薄いだけかもしれない。
事務局	名古屋市では民営の保育園も多く、必ずしも保育園は公立ではない。
委 員	民設・民営であっても、児童福祉法や保育指針といった関係法令などは当然遵守されるべきもの。自治体側にはチェック機能を果たす役割がある。
委 員 長	保育指針への抵触事案は、園と市の良好なコミュニケーション、信頼関係を本日の現場確認で確認でき、今後の運営は問題無いだらうと思った。ただし、5年、5年、3年と指定管理を続け、検証し、民間移行せずに引き続き指定管理としていく可能性もある。「次回、指定管理とした場合は公募する」といった文言があると随分違う。引き続き、庁内での調整を進め、各方面で説明を求められた場合はしっかりと行ってほしい。
委 員	公募し、他事業者の応募がなければ、現管理者に任せてみてはと思う。
委 員 長	所管課と現指定管理者との間で相当のコミュニケーションが図られ、一緒に前を向いていこうという姿勢を強く感じた。民営化に向けた検討もされているところで、書類は各方面で調整が練られた結果で、本日の説明に至っていると思う。
委 員	日進市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条のただし書にある合理的な理由の一つ、「現に管理の委託を行い、又は指定管理者による管理を行っている公の施設にあつては、当該施設を管理しているものが引き続き管理を行うことにより、当該施設に係る安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できること」に適合するのか疑問が残る部分は少々ある。ただ、保

発 言 者	内 容
	<p>育園を運営するには相当数のスタッフが必要。市として民営化の方針があつて、その方向で行くということなら、今回の指定管理期間3年を含めた合計13年間の実績があり、その期間やれているからその後も任せていくのは、それ程違和感は無いらしい。</p>
委 員	<p>委員長に一任する。</p>
委 員	<p>指定管理者が民営化後の運営を引き継いでいく流れに少し引っかかる場所がある。募集する際に必要な時間や事務の手間が変わらないのなら、あえて非公募にしない方がと自分はある。本件が非公募に値するなら、そこについて納得いく説明を付記していくことが必要。保育園運営には市税が投入されており、民営化のプロセスにおける最後の入り方はオープンな方が良いのでは。</p>
委 員 長	<p>民営化後の事業者選定は、現指定管理者が引き続き運営することで得られる安定性と選定の透明性を考えて判断していく必要があると思う。しかし、この部分はこの指定管理者審査委員会が調査審査する範疇から外れるところなので、この委員会ではこれ以上検討しなくて良いと思う。今回、市の方がさまざまな方面で検討した結果が今の書類で、随所にその痕跡を見ることができる。その点、その内容を評価したい。また、民営化の計画が前面に出ているが、そこが重要だと思う。</p> <p>本日、諸々検討したことを踏まえ、米野木台西保育園の選定要領、業務仕様書及び審査要領などはこの資料のとおりとする。</p>
委 員	<p>(異議なし)</p>
委 員 長	<p>ご異議が無いので、この資料のとおりとする。</p>
事 務 局	<p>今後のスケジュールについて説明。</p>
	<p>(閉会 午後4時45分)</p>